

# 事務所コラム

2014年3月3日(月)

(本店) 〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-3-8 1F Email [reiko@ebihara-tax.jp](mailto:reiko@ebihara-tax.jp)  
**税理士法人海老原税理士事務所** TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822  
(支店) 〒062-0035 札幌市豊平区西岡 5 条 14 丁目 13-11 Email [info@mpc55.jp](mailto:info@mpc55.jp)  
**横井税理士事務所** TEL 011-584-8855 FAX 011-584-8828

やはり多いです！平成 25 年分確定申告

『復興特別所得税』の記載漏れ！

## H25 年分は確定申告書の体裁変更あり！

税理士が所属する各税理士会では、毎年この時期に、年金受給者やサラリーマン、税理士が関与していない小規模納税者(前年所得金額 300 万円以下)の方の申告をサポートするため、無料税務相談会を実施しています。そこにお持ちいただく平成 25 年分の確定申告書で『やはり』ミスが多かったのが、『復興特別所得税』の記載漏れです。e-Tax や申告ソフトで作成される方は、ソフトが計算してくれるので問題がないのですが、御自分で手書きの申告書を作成される方は、H25 年分確定申告書から申告書の体裁が変わっているので注意して頂きたいところです。申告書 A (給与・配当・一時・雑所得用) では 35 欄、申告書 B (その他) では 41 欄に新たに『復興特別所得税』の記載欄が設けられています。

## 『復興特別所得税』をおさらいしましょう

復興特別所得税とは、東日本大震災の復興施策に必要な財源を確保するために課せられる復興税の一つです。ちなみに『1 年前倒し廃止』が新聞紙面を賑わせている復興特別法人税も復興税となります。

復興特別所得税は、平成 25 年から平成

49 年までの 25 年間、所得税を納める義務がある個人に課せられ、所得税と併せて次の復興特別所得税を納める義務があります。

基準所得税額×2.1%＝復興特別所得税額

この復興特別所得税と復興特別法人税は、東日本復興特別会計に組み入れられ、H24 歳入予算は 5,305 億円(復興特別法人税 4,810 億円、復興特別所得税 495 億円)、H25 歳入予算は 12,240 億円(各 9,145 億円、3,095 億円)が計上されています。

## 住民税は平成 26 年度から 10 年間徴収！

その他の復興特別所得税の論点としては、予定納税の予定納税基準額も所得税と復興特別所得税を併せた金額が 15 万円以上であるかで判定されます(既に昨年、平成 25 年分の予定納税の通知書で目にされた方もいらっしゃるでしょう)。

また、地方税については、この平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間、住民税均等割に対して、道府県民税 500 円、市町村民税 500 円の計 1,000 円が加算されることとなります。今春以降に送られてくる市民税・県民税課税明細書をご確認頂ければと存じます。



広く薄く負担していこう！というのが課税の趣旨です。